

革新的環境イノベーション戦略検討会の議事運営について（案）

本検討会の議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 率直かつ自由な意見交換や評価を確保するため、議事は原則として非公開とする。
2. 会議の配布資料及び議事概要は、会議後速やかに公表する。
ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事概要の全部または一部を公表しないものとすることができる。
3. このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

以上